

許可番号第 02320004985 号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡崎市柱町字下荒子 5 7 番地 1

氏 名 中部保全 株式会社  
代表取締役 近藤 敬道 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章

許可の年月日 令和 7 (2025) 年 1 月 9 日  
許可の有効年月日 令和 13 (2031) 年 1 月 30 日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、蛍光管の破砕、減容固化、切断、選別、破砕、破砕・選別)

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、  
金属くず (自動車等破砕物を除く。)

以上 2 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### イ 蛍光管の破砕

金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず  
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器く  
ず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 2 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

##### ウ 減容固化

廃プラスチック類 (発泡スチロール類に限る。)

以上 1 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### エ 切断

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、  
木くず、繊維くず

以上 3 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

オ 選別

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8 品目（廃乾電池に限り水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

カ 破砕

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、繊維くず

以上 3 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

キ 破砕・選別

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

以上 7 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子 2 2 番

イ 設置年月日

平成 1 5 年 5 月 2 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 180m<sup>3</sup>/日（22.5m<sup>3</sup>/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 圧縮施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子 2 2 番

イ 設置年月日

平成 1 5 年 5 月 2 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び

許可番号第 02320004985 号

石綿含有産業廃棄物を除く。)

241m<sup>3</sup>/日 (30.1m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 圧縮施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子 26 番

イ 設置年月日

令和 3 年 10 月 8 日

ウ 処理能力

金属くず (自動車等破砕物を除く。) 106m<sup>3</sup>/日 (13.2m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(4) 圧縮施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子 26 番

イ 設置年月日

令和 3 年 10 月 8 日

ウ 処理能力

金属くず (自動車等破砕物を除く。) 118m<sup>3</sup>/日 (14.74m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(5) 蛍光管の破砕施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子 26 番

イ 設置年月日

平成 16 年 1 月 20 日

ウ 処理能力

金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず  
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず  
(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

1.43t/日 (0.1792t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(6) 蛍光管の破碎施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子 26 番

イ 設置年月日

令和 2 年 5 月 19 日

ウ 処理能力

金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

2.76t/日 (0.345t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(7) 蛍光管の破碎施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子 26 番

イ 設置年月日

令和 5 年 11 月 17 日

ウ 処理能力

金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

2.76t/日 (0.345t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(8) 減容固化施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子 26 番

イ 設置年月日

平成 27 年 9 月 28 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（発泡スチロール類に限



る。)

0.4t/日 (0.05t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(9) 切断施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子26番

イ 設置年月日

平成25年10月2日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿

含有産業廃棄物を除く。)

4.8t/日 (0.6t/時間)

繊維くず

2.24t/日 (0.28t/時間)

木くず

3.68t/日 (0.46t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(10) 選別施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子26番

イ 設置年月日

平成12年7月5日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、

紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラス

くず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの

を除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除

く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

120m<sup>3</sup>/日 (15m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(11) 選別施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子26番

イ 設置年月日

平成15年5月21日

ウ 処理能力

金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

12m<sup>3</sup>/日（1.5m<sup>3</sup>/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(12) 選別施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子26番

イ 設置年月日

平成17年9月9日

ウ 処理能力

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類（廃乾電池に限る。）、金属くず（廃乾電池に限る。）

14t/日（1.86t/時間）

（上記品目は、廃乾電池に限り水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(13) 破砕施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子26番

イ 設置年月日

平成12年6月20日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

4.48t/日（0.56t/時間）

紙くず

1.52t/日（0.19t/時間）

繊維くず

4.48t/日（0.56t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(14) 破碎施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子26番

イ 設置年月日

平成18年5月1日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び

石綿含有産業廃棄物を除く。）

3.48t/日 (0.435t/時間)

紙くず

3t/日 (0.379t/時間)

繊維くず

2.27t/日 (0.284t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(15) 破碎・選別施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子26番

イ 設置年月日

令和2年12月22日

ウ 処理能力

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、動植物性残さ、金属くず（自動車等破碎物を除く。)

14.55t/日 (1.94t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(16) 破碎・選別施設

ア 設置場所

額田郡幸田町大字坂崎字与荒子26番

イ 設置年月日

令和3年11月19日

ウ 処理能力

廃油（廃エアゾール製品等の内容物に限る。）、廃酸（廃エアゾール製品等の内容物に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（廃エアゾ

許可番号第 02320004985 号

ール製品等の内容物に限る。水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (廃エアゾール製品等に限る。)、金属くず (廃エアゾール製品等に限る。)

0.41t/日 (0.051t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年 7月13日 新規許可

平成17年 7月14日 更新許可

平成22年 7月13日 更新許可

平成29年 8月 2日 更新許可

平成29年12月 1日 更新許可 (優良認定)

令和 7年 1月 9日 更新許可 (優良認定)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・